

地鶏肉の生産行程についての検査方法

制 定 平成12年11月9日農林水産省告示第1411号
改 正 平成18年2月28日農林水産省告示第210号
改 正 平成27年3月27日農林水産省告示第714号
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第688号

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び同法第30条第2項の規定による認証を受けた外国生産行程管理者（以下「認証生産行程管理者等」と総称する。）が行う地鶏肉の生産行程についての検査に適用する。

(生産行程についての検査)

第2条 地鶏肉の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が生産荷口（素びなの品種、飼育の始期及び飼育方法を同じくする鶏肉及び受け入れた地鶏肉をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該生産荷口の生産行程の管理記録（生産に係る鶏舎又は屋外飼育場（以下「飼育施設」という。）の所在地、飼育施設の面積、素びなの品種（交配様式）及び在来種由来血液百分率、素びなの受入日、素びなの受入羽数、28日齢以降の飼育密度及び飼育方法、ふ化日からの飼育期間、食鳥処理日及び食鳥処理羽数についての記録をいう。以下同じ。）の作成
- 二 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- 三 当該生産荷口に係る生産の方法が地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）第3条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第688号）抄
平成30年4月1日から施行する。